

大神・吉際地区住居表示実施検討会

住居表示に関する
大切なお知らせ 第9号

10月16日(月)に
住居表示が実施されました！

わかりやすく、訪ねやすいまちづくりのため、お住まいの皆様のご住所が令和5年10月16日(月)に新しくなりました。

住居表示整備事業は、現在、大神・吉際地区にお住まいになっている方だけでなく、これから大神・吉際地区にお住まいになる方々の生活にも繋がるものになります。

皆様にはお手続きを始め、お手数をおかけしてしまい、大変申し訳ございません。改めて、皆様の本事業への多大なるご理解、ご協力に感謝申し上げます。

【お知らせ】

10月6日、7日に住居表示の手続き等に関する説明会を実施しました。説明会にて、皆様よりいただきましたご質問を裏面にご紹介させていただきます。なお、平塚市ホームページにはよくある質問を掲載しております。そちらも併せてご参考にしてください。

また、住居表示のお手続き等に関する動画も公開しておりますので、引き続きお手続きの際には、どうぞご利用ください。



←説明動画はこちら



←よくある質問はこちら

～説明会でいただいたご質問～

Q) 手続きを忘れてしまったり、遅れてしまったり、漏れた場合支障はありますか？

A) 個人の場合、支障はありません。住居表示は、現在お使いの住所の表記が変わるのであり、引っ越し等によって居所が移るものとは異なるからです。必要時にお手続きください。ただし、会社・法人等は、会社法により変更登記期間が決まっています。

Q) マイナンバーの通知カードは手続きが必要でしょうか？

A) マイナンバーを通知したカードはお手続きが不要です。
(通知カード) →



Q) 不動産番号が分からない場合どうすれば良いですか？

A) 不動産番号は、登記済証、いわゆる権利書には記載されていません。ご自身でお持ちの権利書のとおり^に地目や地積等をご記入いただければ問題ありません。なお、不動産番号は、登記識別情報通知等に記載されています。登記識別情報通知は平成17年以降に相続や売買等で登記された方はお手元にございます。その方は、不動産番号をご記入いただければお手続き可能です。

Q) 不動産登記は相続のときでも良いのですか？

A) 相続のときで問題ございません。登記の変更は、相続や売買、抵当などの登記変更事由が起こったときに行っていただいても構いません。

Q) 不動産を共有で持っている場合、共有者全員分連名で申請が必要ですか？

A) ご自身の持ち分のみご記入いただき、申請いただくこともできます。

Q) 登記申請書は、不動産ごとに提出が必要ですか？

A) 登記申請書は、所有者ごとに提出するものになるため、複数の不動産を所有されていても、登記申請書の提出は1枚で行えます。

Q) 住居番号設定通知書兼証明書はコピーしたものを利用できますか？

A) お手続き先によりますので、お手続き先へご確認をお願いします。配付された枚数で不足の場合は、市民窓口センター等にて無料で取得できる「住居表示変更証明書」をご利用ください。

Q) 住居番号設定通知書兼証明書の有効期限はありますか？

A) 住居表示実施時点での変更情報を通知するものであるため、有効期限はありません。ただし、手続き先により、発行日より○日以内の証明書が必要という場合は、市民窓口センター等にて無料で取得できる「住居表示変更証明書」をご利用ください。

令和5年10月

発行:大神・吉際地区住居表示実施検討会(事務局 平塚市都市整備課)

電話:21-8783(直通) 23-1111(代表) 内線2113